

令和5年度 杉並区立松ノ木中学校消防計画

第1章 総則

第1節 目的

第1条 この計画は、杉並区立松ノ木中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び生徒の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

第2条 この計画は、当学校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

第3条 防火管理者は副校長とし、事務局を学校に置き、この計画のすべての事務を行うものとする。

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の検討及び変更

(2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進

(3) 消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進

(4) 火気の使用又は取り扱いに関する指導

(5) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防の指導

(6) 生徒、職員に対する防火教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導

(7) 校長（施設管理者）に対する防火管理に関する助言及び報告

(8) 杉並区教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進

(9) その他防火管理上必要な業務

2、 防火管理者は、次の業務について消防署への報告、届出等を行うものとする。

(1) 消防計画の提出

(2) 建築及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続

(3) 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡

(4) 消防用設備等の点検結果の報告

(5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告

(6) その他法令に基づく諸手続

第3節 防火管理委員会

第5条 防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。

- (1) 委員は、防火管理者をはじめ学年主任及び各部門の責任者をもって別表1のとおり指定するものとする。
- (2) 委員会の開催は、定例会と委員長が必要と認めたときに開催する。

第6条 防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること。
- (2) 生徒の人命安全に関すること。
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- (6) 震災対策に関すること
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること。
- (8) その他防火管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

第7条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

- (1) 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階及び特別校舎ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表2のとおり定める。
- (2) 自主点検検査を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとし、点検資格者及び自主点検検査班を別表3のとおり定める。

第8条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内（各教室）の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置

(4) 防火担当責任者の補佐

第10条 警備主事は、休日、夜間において校内を定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともにその結果を警備日誌に記録し、翌朝防火管理者に報告するものとする。

第11条 自主検査班は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し、別に定める検査票により実施する。

- (1) 給食室、用務主事室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備の構造、管理の適否
- (2) 理科室等の火気使用器具及び危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵取り扱い状況並びにその管理の適否、また、実験用各種材料の保管の適否
- (3) 冬季の暖房用ストーブの取り扱い、使用後の処理の適否
- (4) 職員室等における火気管理の適否
- (5) 体育館の照明装置の異常の有無
- (6) 防火壁に接する可燃物の有無
- (7) 廊下、階段等の避難上障害となる物品等の有無

第12条 自主点検検査は、次の時期に行うものとする。なお、平素における外観的な点検については各火元責任者が随時行うものとする。

(1) 建築物	副校長	毎月1回
(2) 火気使用設備器具	生活指導主任	〃
(3) 危険物施設	安全指導担当者	〃
(4) 電気設備	視聴覚担当者	〃
(5) 消火器	外観点検日毎月1回	機能点検每学期1回
(6) 屋内消火栓	〃	〃
(7) 自動火災報知器	〃	〃
(8) 非常警報設備器具	〃	〃
(9) 避難器具	〃	〃
(10) 誘導灯	〃	〃
(11) 誘導標識	〃	〃

第13条 防火管理者は、点検の結果をまとめ、校長に報告するとともに記録しておく。

2、校長は点検結果について「報告書」を添付して、3年に1回消防署に報告するものとする。

第14条 防火管理者は、建築物及び消防用設備等不備、欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し、校長に報告するとともに必要な指示を得て、その促進を図るものとする。

第2節 火災予防措置

第15条 防火管理者は、火災警報発令下又はその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨を校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。

第16条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用器具は、使用前に必ず点検し、安全を確かめて使用すること。また使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。
- (3) 火気使用器具の周囲は、常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。特に冬季に各教室においてストーブを使用する場合は、「使用規則」を遵守させる。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を用意すること。
- (5) 特に給食室においては、火気使用中は目を離さないこと。また、調理の際は教育委員会発出のマニュアルを遵守し、揚げ物の際は、過熱防止装置付き回転釜以外の使用は絶対にしないこと。

2、 次の事項を行う者は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。

- (1) 教室等の一部を変更して使用する時。
- (2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移設を行う時。
- (3) カーテン、ブラインド及び暗幕の設置又は交換をする時。
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更する時。

3、 校内において工事を行う者は、火災予防に配慮しなければならない。

第17条 学校施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと。
- (2) 廊下及び階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと。
- (3) 避難口に設ける戸は、開放しやすいようにしておくこと。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防活動組織

第18条 自衛消防組織は、校長を自衛消防隊長に、防火管理者を副隊長にし、別表4のとおり編成する。

第19条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握

- (2) 各種災害を判断し自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊との密接な連携

第2節 自衛消防活動

第20条 自衛消防隊本部は、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置する。

第21条 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに「119」に通報すること。

2、通報は放送設備を活用し、出火場所、避難経路を明確に全生徒、全職員に徹底すること。

第22条 初期消火係員は、火災発生の発見と同時に発生場所に急行し、消火活動を行うこと。

第23条 避難誘導

- (1) 学級担任、教科担任は、すぐに授業を中止し、緊急放送を静かに聞くように指示する。
- (2) 「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を励行させる。
- (3) 校舎外では、はや足で行動し、集合位置に整列させ、人員点呼を行い本部に連絡させる。
- (4) 休憩中の校内出火の場合は、学級担任が自教室に直行し、混乱を防止するとともに出席簿を持ち避難誘導を行う。また、学年主任は、生徒が残留する恐れのある場所や体育館等に直行し、避難誘導を行う。

第24条 避難終了後の防火戸の閉鎖、給食室、理科室等のガス栓の閉鎖確認、その他必要な措置を行う。

第25条 救助係員は、火災と同時に次の活動を行う。

- (1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、安全に救出する。

第26条 休日、夜間の諸活動は、学校施設管理員の勤務心得規定によるほか、次の業務を行う。

- (1) 火災を発見した場合は、消防機関へ連絡するとともに関係者へ連絡を行う。
- (2) 初期消火活動を行う。

第27条 自衛消火訓練を年間2回以上実施する。その際は全教職員が参加する。(1回の訓練について数回に分けて実施するなど、必ず全教職員が訓練を実施すること)

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

第27条 各自主点検班及び火元責任者は、地震による被害を予防するため、第2章各節の点検検査と建物、諸設備の点検を定期的に行うものとする。

2、点検検査

- (1) 工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険物の有無
- (2) 戸棚、ロッカー等の転倒危険の有無
- (3) 高所の不安定な物品、窓ガラスのひび割れ、理科室の実験用器具、薬品の管理と措置

第28条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具の異常の有無を点検する。

第29条 震災に備えて携帯用ラジオ（杉並区防災行政無線戸別無線機）を常に準備しておく。

第30条 防火管理者は、各担当教師をして、震災時に生徒を家庭に引き渡す場所、方法について明確にしておく。

第2節 地震時の活動

第31条 地震時の活動は、第3章各節によるほか、次によるものとする。

(1) 授業中に地震が発生した場合

「校長等の基本行動」

「教師の基本行動」

第1次・火気使用器具の始末等初動体制に必要な指示、命令

・発生と同時に生徒を机の下等に身を隠させ指示を待つ。

第2次・状況を確認し、避難開始の命令を出す。

・状況を確認し避難命令によって避難する。

第3次・避難終了の確認をし、第2次避難場所への行動を判断する。

・出席簿等で異常の有無を確認し本部に連絡する。

(2) 休憩時に地震が発生した場合

「校長等の基本行動」

「教師の基本行動」

第1次・火気使用器具の始末等初動体制に必要な指示、命令

・発生と同時に生徒を机の下等に身を隠させ、出口を確保する。

・救助員を校庭等に派遣し、生徒の安全措置を講ずる。

第2次・状況を確認し、避難開始の命令を出す。

・混乱を鎮め人員を確認し本部の指示を待つ。

第3次・避難終了の確認をし、第2次避難場所への行動を判断する。

・出席簿等で異常の有無を確認し本部に連絡する。

第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育

第32条 防火管理者は、職員に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。

- (1) 消防計画に定める遵守事項について
- (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
- (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
- (4) その他火災予防上必要な事項について

2、各学級担任は、生徒に対して基本的事項についての防災教育を実施するよう努めなければならない。

第33条 防火管理者は、職員及び生徒の防災意識を高めることに努めなければならない。

第2節 防災訓練

第34条 防火管理者は、第32条の防災教育に関する年間計画と合わせて、職員に対する各種訓練の計画及び生徒の避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成する。

第35条 訓練時の生徒がとる基本的な行動は、自然に行動がとれるように訓練及び日常のカリキュラムを通して習熟させておくこと。

第36条 防火管理者は、避難訓練等を実施する場合、事前に「自衛消防訓練通知書」により、杉並消防署に通知するとともに必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。

第6章 その他の災害活動対策

第1節 水災時の活動

第37条 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自主点検検査班をして、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係員をして、区役所及び防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに、周囲の被害状況を確認する。

第38条 緊急下校は、各地域別の班組織により各担当教師の指導で下校させる。

別表 1 防火管理委員会

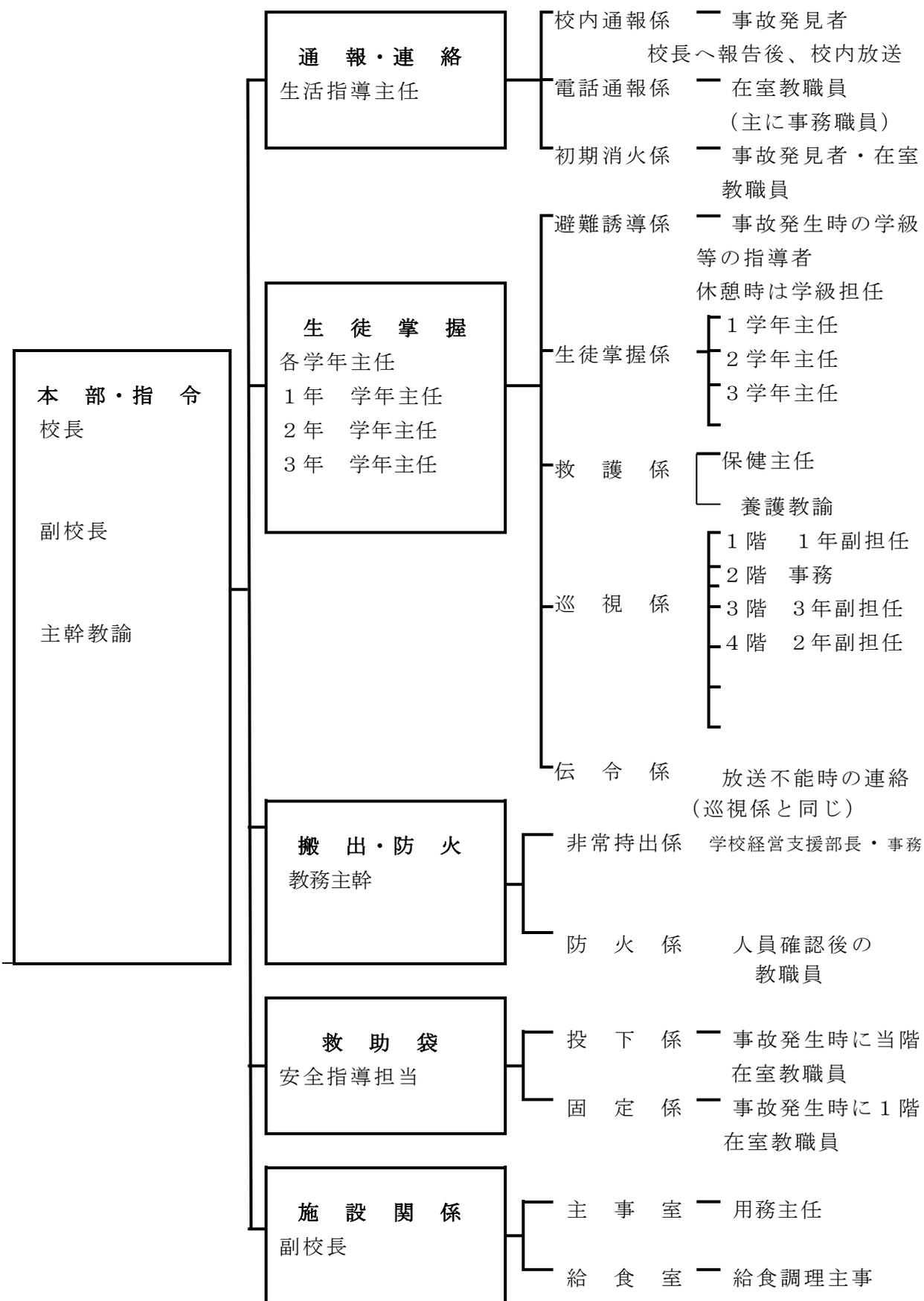
No	委員名	職名
1	委員長	校長
2	副委員長	副校長
3	委員	生活指導主任
4	〃	教務主任
5	〃	進路指導主任
5	〃	3 学年主任
6	〃	2 学年主任
7	〃	1 学年主任
8	〃	安全指導 担当
9	〃	事務主事
10	〃	養護教諭

※ 学校防災委員会代表者会をもって充てる。

別表 3 自主点検班編成表

種別	実施項目	担当分掌	担当者	実施時期等
自主点検	消火器 屋内消火栓 消火用水	生活指導主任 安全指導担当		各学期 1 回 常時使用可能 にしておく
	自動火災報知設備 非常警報設備 避難器具 誘導灯 誘導標識	生活指導主任 安全指導担当		〃
	建築物一般	事務主事 生活指導部		各学期 1 回 危険個所の 発見・予防
	火気使用器具 ガス関係	理科担当教諭 給食調理関係		〃
	危険物施設 電気設備	事務主事		各学期 1 回 配線図等準備

別表 4 杉並区立松ノ木中学校 自衛消防活動組織



※ 災害時の優先順位 ① 安全確保 ② 非常持出 ③ 消火・防火活動

資料 1 防火施設配置図（杉並区立松ノ木中学校校舎配置図）

資料 2 職員室内緊急放送の仕方

1. マイクを取り、赤いボタン1を押し、白いボタン2を押し。
2. サイレント、自動の緊急放送が流れる。
3. マイクの横のボタンを押しながら、緊急連絡を放送する。
横のボタンを放すとサイレンが鳴り続ける。
4. 黒いボタン3を押し、サイレンが止まる。

資料 3 火災報知器発信対応法

1. 職員室、又は、主事室の警報板で発信場所の確認をする。
2. 発信場所に急行し、押しボタンの上の「火災報知器」と書いてある四角いふたを開ける。その中の黒く四角いスイッチを押すと押されたガラス板が戻る。（火災でないとき）
3. 主事室『操作盤』の「火災復旧ボタン」を1, 2, 3の順番で操作する。
表示が消えれば復旧する。
4. 消化性ポンプ室のモーターを停止する。消火栓ポンプ室内の制御板の「停止ボタン」を押す。
5. 状況を把握次第、校内放をして適切な事態の收拾を図る。